裁　　　決

[redacted]

審査請求人 [redacted]
処分庁 [redacted]福祉事務所長

審査請求人[redacted]（以下「請求人」という。）が平成２９年１０月５日付けでした審査請求（平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けの通知による生活保護変更決定についての審査請求（以下「本件審査請求１」という。）及び[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けの通知による生活保護変更決定についての審査請求（以下「本件審査請求２」という。））につき、次のとおり裁決する。

主　　　文

１　処分庁が請求人に対し行い、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]で通知した保護変更決定を取り消す。
２　本件審査請求１を棄却する。

事案の概要

本件審査請求１及び本件審査請求２は、処分庁が、請求人に対して行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく各保護変更決定（平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]（以下「本件通知書１」という。）で通知したもの（以下「本件処分１」という。）及び平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]（以下「本件通知書２」という。）で通知したもの（以下「本件処分２」といい、本件処分１と併せて「本件各処分」という。）。）について、これを不服として、本件各処分の取消しを求めている事案である。

審理関係人の主張の要旨

１　請求人の主張
（１）請求の趣旨
　　本件各処分の取消しを求めるものと解される。
（２）請求の理由
　　手帳が発行されていない。自分も中身を確認できない時期まで遡って金額を請求されたこと（昨年等級２級→３級に変わり）。生活保護の給付金の差額をとられた。（１７，５３０円×２か月分と７～１０月分の差額の

金額を泣き寝入りしたくない。なぜなら３級から２級に変わったので。）

遡って取られた金額１７，５３０円×２か月分と７～１０月までの２級から３級に変わったため生活保護の給付金の差額を２級の時と同じように５月から行ってほしい。

通常であれば、１３６，０００円×１０か月もらえるところ、通院回数も変わらず、薬の飲む量も増えているのにもかかわらず、さらに[redacted]がある状態にもかかわらず、なぜ等級が２級から３級に変わってしまったのか。さらに、手帳の期限が切れていて新しいものだと多く支給されているので返金しろとのこと（１７，５３０円×２か月）（３級認定のため）。

手帳の再申請のことについては、明記されていたが、自分は再申請ではなく再審査の依頼をしたつもりでいたが、今日１０月５日に初めてこの書類の存在を知った。行政不服審査のコバタさん了承済！

（３）補足事項

ア　審査請求に係る処分

障害手帳の更新により、等級が不当に２級から３級に今年の５月に変わり、生活保護費の支給額が減らされ、新しい手帳を受け取る前から支給額の差額の返済を要求され１７，５３０円×２か月返却することになった。

請求人としてみれば、主治医が独立し、新たな主治医も決まらぬまま５～６人の先生に診察してもらっている状況であり、誰が診断書を書いて役所に送ったのかもわからず、記入された診断書も全く見ていない状況での審査。

今、現在、通院日数も変わらず、薬の種類と飲む量も逆に増える状況である。

不服申立てをしたいとのことで、[redacted]役所の障害福祉課に必要書類を請求。しかしながら、この審査請求書ではなく、ただの精神の手帳の再申請の書類だけしか渡されず、全くこの審査請求書の存在すら教えてもらえていない状況で、今回初めて１０月５日に書類があることが判明した。

千葉県庁や千葉県精神保健福祉センターなどに問い合わせて。今回の異議申立てに臨むことになった。

請求人としては、期日を遡って１７，５３０円×２か月、役所から請求され返却をしたので、等級が２級→３級に変ったので仕方がない。

しかしながら、以前の主治医がいるクリニックを見つけ診断書を書いてもらい、等級が３級→２級に変更申請が認められ１０月５日に新しい

精神の手帳を受け取る。

当然のことながら、等級が変わったので生活保護費の支給額も変わる。

しかも遡って１７，５３０円×２か月請求されたこともあり、フェアに考えるなら、請求人の等級が２級に変わったわけだから、当然、遡って支給額の請求ができるはず。６月、７月の差額分は存在しないことになるはずだし、７月から１０月まで等級３級の給付額が支払われているので、２級に変わった今、生活保護費の支給額に差額がでてくる。

その差額分の請求である。

請求人の請求をしたいことは、５月、６月分に払った１７，５３０円×２か月分の返却と７月から１０月までの生活保護費の支給額の差額を支払ってもらいたい。

なぜなら、等級が３級→２級に変更が認められたからである。

新たに発行された精神手帳の受理の日付が９月１日からで、５月から１０月までの本来支給されるべき金額と大きく差ができ、なぜ、泣き寝入りをしなければいけないのか。

本来なら１３６，０００円×６か月もらえているはずだからである。

５月から１０月までの支給額。

イ　審査請求に係る処分があったことを知った年月日

平成２９年６月１日。

等級が２級→３級に変わったことがはじめて分かった時。

請求人の担当者のケースワーカーから事前の連絡も、報告、連絡、相談、提案もできない人物で、５月６月の１７，５３０円×２か月の分割払いの提案も請求人が提案し、生活保護変更通知書も、何の相談もなく、何回払いで支払うのか。何月から支払いが可能なのか。今現在の預貯金はあるのか。そういう話合いは一切なし。

それに１つ疑問なのが、この多く支給された給付金は、すぐに返却しなければならないのか。そんなに[redacted]は切羽詰まった状況なのか。

６月分差額分も７月分の差額分も金額もケースワーカーが勝手に見積書を作り一方的に送り付けてきたものである。自動で強制的に天引きされた金額が振り込まれる。

ウ　審査請求の理由

請求人の通院していた病院内で主治医の独立。

主治医が決まらない状況。

誰が請求人の診断書を書き、勝手に役所に送ったのか。一度も自分の診断書を見ていない。

そのようないいかげんな診断書で等級２級→３級へ。

当然納得ができず異議申立てのため再申請依頼。

セカンドオピニオンではないが、元主治医のクリニックにて診断書を書いてもらい再度提出。１０月５日に再申請が認められ、等級が３級→２級へ元に戻る。

しかしながら、受理日が９月１日からなので、５月から６、７、８月の差額分が支給されない可能性がでてきた。請求人の時は、手帳も受け取っていない５月分６月分の１７，５３０円×２か月を遡って請求し、勝手に支払月を決めて支払わされた。

いざ、請求人の等級が３級→２級に変わり、遡って請求をしようとすると受理日で決定。

請求人は決して多くもらおうと考えているわけではなく、本来５月に２級判定を受けていれば、このようなややこしいことにはならなかったように思う。

１３６，０００円×５、６、７、８、９、１０月分が支給されているはず。

なので、新しくなった精神手帳の受理日を５月からに変えてもらいたい。

なぜなら、そのように受理日が変わることによって、５月から６、７、８月の差額分、給付分が支給されると聞いたので、申請させてもらうことにした。

２　処分庁の弁明

（１）弁明の趣旨

本件審査請求１及び本件審査請求２を棄却するとの裁決を求める。

（２）事案の概要

ア　平成２７年３月２７日、処分庁は請求人に対し生活保護を開始した。

イ　平成２７年７月８日、処分庁は請求人に対し、障害者加算（生活保護法による保護の基準（昭和３８年厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）別表第１第２章２（２）イに該当する者で１級地の在宅に該当するものに対して支給する加算（月額１７，５３０円）。以下「障害者加算２級」という。）を平成２７年６月分に係る保護費から認定した。

ウ　平成２９年６月２７日、請求人は、精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」という。）更新の案内が、[redacted]障害福祉課からあったことを処分庁の職員に連絡した。

処分庁の職員は、更新後の精神手帳の写しを提出するよう指示した。

エ　平成２９年６月３０日、請求人は、処分庁の事務所に来庁し、更新後の精神手帳（更新日が同年５月３１日、有効期限が平成３１年５月３１日まで、認定等級が３級とされたもの）の写しを提出した。

これを受け、処分庁の職員は、請求人に障害者加算２級が、平成２９年６月分の保護費からなくなる見込みであることを説明した。

オ　平成２９年６月３０日及び７月４日、処分庁の職員は請求人に対し、障害者加算２級が同年６月分の保護費からなくなる見込みであること、また、障害者加算２級の２か月分である３５，０６０円（１７，５３０円×２）を、同年８月分と９月分の２か月で分割して保護費支給額から差し引く見込みであることを説明した。処分庁の職員は、請求人の対応から口頭による了承を得たと認識した。

カ　平成２９年７月下旬頃、処分庁は、本件通知書１で本件処分１を通知し、本件通知書２で本件処分２を通知した。

（３）処分庁の主張

ア　処分の内容及び理由について

（ア）本件処分１関係

ａ　本件処分１は、平成２９年６月分以後の保護費について、障害者加算２級を削除するものである。

ｂ　障害者加算２級については、保護の基準により、次の（ｂ）のとおり支給要件が定められている。

（ａ）障害者等級表の１級若しくは２級又は国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号）別表に定める１級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後１年６月を経過した者に限る。）。

（ｂ）障害等級表の３級又は国民年金法施行令別表に定める２級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後１年６月を経過した者に限る。）。ただし（ａ）（原文ア）に該当する者を除く。

ｃ　そして、上記の要件該当性判断の処理基準（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「地自法」という。）第２４５条の９）として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付け社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）が示されている。

この局長通知によれば、精神障害に係る障害の程度の判定は原則

として国民年金証書により行うこととされているが（第7の2（2）エ（ア））、国民年金証書を所持していない者については、障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととされている（第7の2（2）エ（イ））。

さらに、障害の程度が確認できる書類として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、精神手帳が含まれるものとされている（第7の65）。

d　これを本件についてみると、請求人は、現に国民年金証書を所持していないことから、精神手帳の障害の程度により障害者加算に該当するかを判断することになる。そうすると、請求人の精神手帳の障害の程度は、平成29年5月31日から3級に変更されているのであるから、同年6月分に係る保護費以後は、障害者加算2級の要件を満たさず、障害者加算2級を付けることができない。

e　よって、本件処分1は適正に行われており、違法不当な点はない。

（イ）本件処分2関係

a　本件処分2は、本件処分1により過払いとなった平成29年6月分及び7月分の保護費について、同年8月分以後の保護費において収入認定をすることにより調整するものである。

b　局長通知第10の2（8）によれば、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき場合（中略）当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」とされている。

c　これを本件についてみると、処分庁は、本件処分1により生じた返納額（6月分及び7月分の保護費に係る障害者加算2級の額）を8月支給月以後、収入充当額として計上している（なお、処分庁は既に、返納額の調整後に収入充当を行わないこととする処分もしている。）。

d　よって、本件処分2は適正に行われており、違法不当な点はない。

（ウ）したがって、本件各処分のいずれも違法不当な点がないことから本件審査請求1及び本件審査請求2は棄却されるべきである。

イ　請求人の主張について

（ア）請求人の処分庁に対する主張は、要するに６月分及び７月分の障害者加算２級が支給されないことの不服を述べるものと解される。

（イ）この点について、前記ア（ア）ｃによれば、請求人は、現に年金の受給権がないことから精神手帳の障害の程度により障害者加算に該当するかを判断することになる。

そして、精神手帳の障害の程度は、千葉県知事による行政処分（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条）により、決定されており、取消訴訟（行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第２項）、審査請求等でかかる処分が取り消されるまでは有効な処分として扱わなければならない（行政処分の公定力）。

よって、処分庁は平成２９年６月及び７月の精神手帳の障害の程度を２級として扱うことはできない。

そして、平成２９年６月及び７月における請求人の障害の程度が３級であることを前提とすれば、保護の基準及び局長通知に照らし、本件処分は前記アで述べたように違法不当な点はない。

（ウ）したがって、本件審査請求１及び本件審査請求２は棄却されるべきである。

理　　由

1　請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨１のとおり、手帳の更新に伴い等級が変わったことにより、生活保護費の支給額が減らされたこと等に不服がある旨主張しており、本件処分１及び本件処分２の違法又は不当を主張するものと解される。

2　認定事実

（１）処分庁は、平成２７年３月２７日、請求人（昭和[redacted]年[redacted]月[redacted]日生まれ。１人世帯。）に対し、法に基づく保護を開始した。

（２）請求人は、交付日が平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日、有効期限が平成２９年５月３１日である障害等級を２級とする精神手帳（以下「本件精神手帳」という。）を取得した。なお、請求人の障害の原因となった傷病についての初診日は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日である。

（３）処分庁は、請求人に対し、平成２７年６月１日付けで障害者加算（保護の基準別表第１第２章の２（２）イに該当。月額１７，５３０円）を認定し、平成２９年７月分まで障害者加算相当額を支給した。

なお、請求人の居住する[redacted]内の住居の家賃は、月額４３，０００円

であった。
（４）千葉県知事は、本件精神手帳を更新し、請求人に対し、障害等級が３級で、有効期限が令和元年５月３１日である精神手帳（以下「６月更新後手帳」という。）を交付した。そして、請求人は、平成２９年６月３０日、６月更新後手帳の写しを処分庁に提出した。
（５）処分庁は、請求人に対し、本件通知書１を送付し、平成２９年６月１日付けで障害者加算を削除する本件処分１を行った。
本件通知書１には、本件処分１の理由として、「[redacted]さんの障害者加算の削除による」と記載されていた。
なお、本件処分１において、処分庁は、請求人に係る支給額について、生活扶助費を７６，７２０円、住宅扶助費を４３，０００円と決定した。
また、処分庁は、既に支給済みの平成２９年６月分及び７月分の障害者加算相当額（１７，５３０円×２＝３５，０６０円）については、これを２分割し、それぞれ８月分と９月分の生活保護費から減額して調整することとし、本件通知書１に、「６月分戻入額　１７，５３０円　次回以降の定例支給額から減額して調整します。７月分戻入額　１７，５３０円　次回以降の定例支給額から減額して調整します。　繰越内訳　Ｈ２９．０８　１７，５３０円　Ｈ２９．０９　１７，５３０円」と記載し、請求人に通知した。
（６）処分庁は、請求人に対し、本件通知書２を送付し、平成２９年６月分及び７月分の障害者加算相当額である３５，０６０円を戻入するため、同額のうち１７，５３０円を、同年８月１日付けで収入充当額として計上する本件処分２を行った。
本件通知書２には、本件処分２の理由として、「繰越分割認定による」と記載されていた。
なお、本件処分２において、処分庁は、請求人に係る支給額について、生活扶助費を７６，７２０円、住宅扶助費を４３，０００円、収入充当額を１７，５３０円と決定した。
（７）千葉県知事は、平成２９年９月１日付けで請求人の障害等級を３級から２級に変更し、請求人に対し、障害等級が２級で、有効期限が令和元年９月３０日である精神手帳（以下「９月変更後手帳」という。）を交付した。
（８）請求人は、前記（１）の保護開始以降、国民年金証書を所持していない。
（９）処分庁は、平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]による千葉県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の調査に対し、[redacted]月[redacted]日付け[redacted]

[redacted]で、おおむね次のとおり回答した。

ア　平成２９年７月４日、請求人から処分庁の職員に電話連絡があった。その際、請求人から、同年６月分及び７月分の扶助費のうちの障害者加算の額に相当する３５，０６０円（１７，５３０円×２月分）は預金口座に入金したままとなっているとの弁があった。このため、処分庁は、本件処分１により発生した返納額について、請求人は消費し、又は喪失していないと認定し、法第８０条を適用すべき場合に当たらないと判断した。

イ　処分庁は、平成２９年６月分及び７月分の扶助費のうち障害者加算の額に相当する３５，０６０円が預金口座に入金したままになっていると認識していた。そこで、通常であれば返納に際し期限の利益を付与する必要はないことから、次回支給月に全額の３５，０６０円を収入充当額とするところであった。しかしながら、次回支給月に３５，０６０円の全額を収入充当すると、次回支給月の生活扶助費が本件処分１の前と比べて２分の１程度となることから１７，５３０円ずつ２月に分けて収入充当することとした。

(10) 審査会が調査したところ、平成２９年６月分の保護費は、同月１日に、請求人名義の預金口座（[redacted]）を支給先として支給されているところ、同月２１日時点では、当該預金口座の残高は７０２円であった。

(11) 請求人は、令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]による審査会の調査に対し、[redacted]月[redacted]日付けの回答書で、おおむね次のとおり回答した。

ア　平成２９年７月４日に、[redacted]役所の生活保護担当部署に電話連絡をしたかどうか、覚えていない。

イ　補足説明

精神手帳の初更新で手帳が発行され、[redacted]役所に届いていた。その時の担当者は、連絡もくれず、障害者２級から３級に変更になったので、２級で支給されている分を返納してくれと、精神手帳の受取当日に言われた。

前もって連絡するのが筋、請求人は不服だったので、意見書を提出後、再申請を行い、３級から２級に戻ることが認められた。

どうして初更新の際、月を遡って返納が行われ、再審査で２級に戻った際は、月を遡って本来支給されるはずだった金額が受け取れないのか（３級から２級に戻る前の２か月間分）。

(12) 処分庁は、令和[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]による審査会の調査に対し、[redacted]年[redacted]月[redacted]日付け[redacted]で、おおむね次のとおり回答

した。

ア　過払金を収入充当する際の資産調査の要否について

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相違並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定（厚生労働事務次官通知第７）するものであるが、生活保護者の費用返還義務（法第６３条）及び収入充当（局長通知第８の１（５））等の現行の制度並びに「生活保護費が過払いとなったにもかかわらず、被保護者がこれを費消したために生活保護費の返還の対象とならないものとすると、本来受給することができなかった金員を受給することを認めることとなり、不合理であることは明らかである。」とした裁判例（東京地方裁判所平成２９年９月２１日判決）の趣旨に鑑みると、生活保護受給期間中の最低生活費は、生活保護受給期間全体で維持することが前提となっており、月単位で厳格に判断すべきものではない。

また、法第８０条は、「保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において①これを消費し、又は喪失した被保護者に、②やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と規定するが、規定の文言から明らかなように、極めて例外的な場合に、保護の実施機関側が、任意的に返還免除できる余地を残したにすぎず、保護の実施機関が、積極的に「やむを得ない事由」がないことを「証明しなければならない」ものではない。

したがって、現行の生活保護制度においては、「過払金を収入充当する際の資産調査は必要とされていない」と考えることが妥当である。

イ　請求人の預金通帳について

（ア）収入充当を行うと判断した際に、請求人の預金通帳について確認はしていない。

（イ）前記アのように、本件で資産調査を実施する必要性はない。

なお、本件では、平成２９年６月３０日に請求人が提出した精神手帳により、同月１日より障害等級が３級となり、同月分から障害者加算の認定根拠がなくなったため、その時点で請求人に対し、同月分及び７月分で支給した障害者加算分につき収入充当する旨を説明しているが、請求人に対し、収入充当する旨を説明した同年６月３０日は、７月分扶助費の支給日当日であるため、請求人が７月の扶助費の中の障害者加算分を費消しない前提で運用する必要があると認識することは至極当然のことであるし、１か月後に支給される８月分扶助費につ

いて障害者加算分が収入充当される前提で運用していくことも至極当然のことである。

また、通常の社会生活において、保有している預金通帳から現金を引き出す時期及び金額並びに現金で生活に必要な物品を購入する時期及び金額について決定することは、預金通帳の所有者の自由に委ねられるものであり、それは生活保護を受給していても変わるものではない。その前提からすると、「預金通帳の残高から、受給者の資産状況を把握する実効性は乏しい」と言わざるを得ない。

ウ　預金口座の残高について

（ア）資産調査の結果を見る限り、請求人の「6月分及び7月分の扶助費のうちの障害者加算の額に相当する35，060円（17，530円×2月分）は預金口座に入金したままとなっている」との弁は誤りであったということになる。

しかしながら、前記イ（イ）のとおり、預金通帳の残高から受給者の資産状況を把握する実効性は乏しいし、障害者加算を削除した後も現在まで滞りなく生活できている現状に鑑みると「預金口座からは出金したが、手持ち現金として保有している」というような意味であった可能性も否定できない。また、そもそも現行の生活保護制度においては、過払金を収入充当する際の資産調査を必要と考える根拠がないため、殊更に誤りの弁であったことを問題にする実効性は乏しいものと考える。

（イ）前記イ（イ）のとおり、預金通帳の残高から受給者の資産状況を把握する実効性は乏しいし、障害者加算を削除した後も、現在まで滞りなく生活できている現状に鑑みると、平成29年7月4日の時点で、同年6月分の障害者加算相当額が「消費し、又は喪失」されていなかった可能性も、されていた可能性もあると考える。

（ウ）前記アのように、法第80条は、極めて例外的な場合に、保護の実施機関側が、任意的に返還免除できる余地を残したにすぎず、保護の実施機関が、積極的に「やむを得ない事由」がないことを「証明しなければならない」ものではない。

本件は、通常生じ得る生活保護費の過払いの事例であるが、「やむを得ない事由」とすべき特段の事情は認められないので、返還を減免することは困難であると考える。

3　法の仕組み

（1）障害者加算について

ア　法第8条第1項は、「保護は厚生労働大臣の定める基準により測定し

た要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定する。

これを受けて定められた保護の基準別表第１第２章の２（１）及び（２）は、１級地に居住する在宅者で、国民年金法施行令別表に定める２級に該当する障害のある者について、月額１７，５３０円の障害者加算を行うとしている。

イ　局長通知第７の２（２）エ（ア）は、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と規定し、同（イ）は、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と規定している。

ウ　課長通知第７の問６５答は、精神手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後１年６月を経過している場合に限り、精神手帳を局長通知第７の２（２）エ（イ）にいう「障害の程度が確認できる書類」に含めて差し支えないとしており、この場合において、精神手帳の１級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める１級の障害と、精神手帳の２級に該当する障害は同表に定める２級の障害とそれぞれ認定するものとするとしている。

（２）最低生活費等を変更すべき事由が事後に明らかになった場合について

ア　局長通知第１０の２（８）は、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第８０条を適用すべき場合等を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないと規定している。

イ　「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３－２によれば、前記アの局長通知第１０の２（８）による取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ることとされており、また、確認月からその前々月までの分であっても、法第８０条を適用すべき事情があるときは、当該取扱いは認められないこととされている。

また、問答集の問１３－３によれば、局長通知第１０の２（８）によ

り返納額を収入充当額として計上する場合は、事情に応じて１回又は数回に分割して計上すべきであるとされている。

ウ　法第８０条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる」と規定している。

法第８０条の規定は、前渡した保護金品を返還させるべき場合において、例外なく返還を強制されることになると、再び被保護者となる恐れもあり、その自立を妨げることともなるので、返還させるか、させないかは、被保護者の事情に応じ保護の実施機関の良識を以って判定するところに委ねることとしたものであるとされている。また、同条の「やむを得ない事由」とは、消費、喪失の事由ではなく、返還することのできないことについてのやむを得ない事由であるとされている（小山進次郎著「改訂増補　生活保護法の解釈と運用（復刻版）」８２７頁参照）。

（３）住宅扶助費について

「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について(通知)」（平成２７年４月１４日付け社援発０４１４第９号厚生労働省社会・援護局長通知）は、千葉県内の１級地における１人世帯の住宅扶助の限度額は、４６，０００円としている。

（４）地域の級地区分

[redacted]は、保護の基準別表第９で定める地域の級地区分によると、１級地－２の市町村に該当する。

（５）不利益処分の理由提示について

行政庁は、不利益処分をする場合、原則として、その名あて人に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとされている（行政手続法（平成５年法律第８８号。以下「行手法」という。）第１４条第１項）。

そして、対象となる処分が処分基準を適用した結果である場合は、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加え、処分基準の適用関係についても同時に示して、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのか、場合によっては処分基準の適用関係についても、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされ、また、理由提示の不十分を理由とする瑕疵は、一般に、それだけで当該処分の取消事由になるものとされている（最高裁判所昭和６０年１月２２日第三小法廷判決及び最高裁判所平成２３年６月７日第三小

法廷判決参照）。

4　あてはめ

（1）本件処分1について

ア　請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1（1）のとおり、本件処分1の取消しを求めるものと解されるので、本件処分1における平成29年6月分の扶助費の額の算定に、違法又は不当な点がないかについて、以下検討する。

イ　生活扶助費について

（ア）基準生活費について

請求人の居住する[redacted]の級地区分は、前記3（4）のとおり、1級地－2に該当するところ、保護の基準に従うと、請求人（1人世帯）に係る基準生活費は、次のとおりとなる。

基準生活費：第1類の表に定める個人別の基準額②（37，670円）×逓減率②（1人世帯：1．0000）＋第2類の表に定める基準額②（39，050円）＝76，720円

（イ）障害者加算について

前記3（1）アのとおり、保護の基準は、国民年金法施行令別表に定める2級に該当する障害のある者について、月額17，530円の障害者加算を行うとしている。

また、障害の程度の判定は、前記3（1）イ及びウのとおり、国民年金証書を所持していないが、精神手帳を所持している者については、精神手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合には、当該精神手帳により認定するとされており、この場合において、精神手帳の2級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める2級の障害と認定するものとされている。

これを本件についてみると、前記2（8）のとおり、請求人は、国民年金証書を所持していないが、前記2（2）のとおり、交付日が初診日後1年6月を経過している本件精神手帳を所持していることから、請求人の障害者加算の認定については、精神手帳により行うこととなる。

そして、前記2（2）、（4）及び（7）のとおり、請求人の精神手帳の障害等級は、平成29年5月31日の有効期限まで2級であったが（本件精神手帳）、更新により平成29年6月からは障害等級が3級となり（6月更新後手帳）、さらに、等級変更により平成29年9月1日から障害等級が2級となった（9月変更後手帳）ことが認め

られる。

そうすると、平成２９年６月から８月までの期間における請求人の精神手帳の障害等級は３級であったと言え、国民年金法施行令別表に定める２級に該当する障害のある者に該当しないから、当該期間において、障害者加算は行われないこととなる。

したがって、処分庁が、本件処分１により、平成２９年６月１日付けで請求人に係る障害者加算を削除した点について、違法又は不当は認められない。

ウ　住宅扶助費について

住宅扶助費については、保護の基準別表第３の２の規定により、都道府県又は指定都市若しくは中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とするとされているところ、前記３（３）及び（４）のとおり、[redacted]における１人世帯の住宅扶助の限度額は４６，０００円と定められている。

前記２（３）のとおり、請求人宅の月額家賃は４３，０００円であり、前記の限度額の範囲内であるため、家賃全額が住宅扶助の対象となり、住宅扶助費は、４３，０００円となる。

エ　小括

以上より、生活扶助費が７６，７２０円、住宅扶助費が４３，０００円であるから、請求人に係る平成２９年６月分の扶助費は、１１９，７２０円となり、本件処分１において決定された扶助費の額と合致することが認められる。

したがって、本件処分１による扶助費の額の算定に違法又は不当な点は認められない。

（２）本件処分２について

ア　請求人は、前記審理関係人の主張の要旨１（１）のとおり、本件処分２の取消しを求めるものと解されるので、本件処分２における平成２９年８月分の扶助費の額及び計上された収入充当額の算定に、違法又は不当な点がないかについて、以下検討する。

イ　生活扶助費について

前記（１）イ（ア）のとおり、保護の基準に従うと、請求人に係る基準生活費は、７６，７２０円となる。

また、前記（１）イ（イ）のとおり、平成２９年８月分の請求人に係る生活扶助費の算定において、障害者加算は行われないこととなる。

したがって、請求人に係る生活扶助費は、７６，７２０円となり、本件処分２において決定された生活扶助費の額と合致することが認められ

る。

ウ　住宅扶助費について

前記（1）ウのとおり、請求人に係る住宅扶助費は、43，000円となり、本件処分2において決定された住宅扶助費の額と合致することが認められる。

エ　収入充当について

（ア）本件では、前記（1）イ（イ）及び前記2（3）のとおり、請求人は平成29年6月及び7月においては障害者加算の要件を満たさないにもかかわらず、同年6月分及び7月分の障害者加算相当額が請求人に支給されたところ、処分庁は、前記2（4）のとおり、請求人から6月更新後手帳の写しが提出されたことを受け、6月更新後手帳の等級に基づき、請求人に係る障害者加算を削除すべきことを確認したため、前記2（5）及び（6）のとおり、同年6月分及び7月分の障害者加算額に相当する35，060円を2分割して、本件処分2により、同年8月1日付けで17，530円を収入充当額として計上したことが認められる。

（イ）局長通知第10の2（8）による取扱いについて

前記3（2）アのとおり、局長通知第10の2（8）は、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合等を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないと定めている。

また、前記3（2）イのとおり、問答集の問13－2においても、法第80条を適用すべき事情があるときは、局長通知第10の2（8）による取扱いは認められないこととされている。

このように、局長通知第10の2（8）による取扱いは、法第80条を適用すべき場合には認められていない以上、局長通知第10の2（8）を適用して、収入充当額を計上する際には、保護の実施機関において、同条を適用すべき場合に当たるか否かについて検討しなければならないと言うべきである。

（ウ）本件における収入充当額の計上について

a　本件において、処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2（2）オのとおり、平成29年6月30日及び7月4日に、処分庁の職員が、請求人に対し、同年6月分及び7月分の障害者加算相当額である35，060円を2分割して、同年8月分及び9月分の支給額か

ら差し引く見込みであることを説明した旨を主張している。

しかし、ケース記録票等によっても、処分庁が、収入充当額を計上する際に、法第８０条を適用すべき場合に当たるか否かについて、具体的な検討をしたことを認めるに足る証拠は見当たらない。

ｂ　もっとも、前記２（９）アのとおり、処分庁は、審査会の調査に対し、平成２９年７月４日に、請求人から電話連絡があった際に、同年６月分及び７月分の障害者加算額に相当する３５，０６０円が、請求人の預金口座に入金されたままとなっている旨を聴取したため、当該返納額について、請求人は消費し、又は喪失していないと認定し、法第８０条を適用すべき場合に当たらないと判断した旨を回答している。

しかし、処分庁が、平成２９年７月４日に、同年６月分及び７月分の障害者加算額に相当する３５，０６０円が、請求人の預金口座に入金されたままとなっている旨を、請求人から聴取したことについては、これを認めるに足りる証拠はない。

しかも、前記２（10）のとおり、審査会が調査したところ、保護費の支給先である請求人の預金口座の残高は、平成２９年６月２１日の時点では、７０２円であったことが認められる。そうすると、現段階において認定できる客観的事実からすれば、処分庁が、同月分及び７月分の障害者加算額に相当する３５，０６０円が、預金口座に入金されたままとなっていると認定した点については、事実の誤認があったと言わざるを得ない。

したがって、法第８０条を適用すべき場合に当たらないとした処分庁の判断は、誤認した事実に基づいて、請求人が、返納すべき額を消費し、又は喪失していないと判断したものであり、当時の判断としてはともかくとして、現段階においては、重要な事実の基礎を欠くものであったと言わざるを得ない。

ｃ　以上によれば、処分庁が、請求人の預金口座の状況について、仮に前記のとおり聴取したのであったとしても、本件処分２による収入充当額の計上には、請求人が、返納すべき額を「消費し、又は喪失した」と認められるか否かの判断において、重要な事実の基礎を欠く違法があると言わざるを得ない。

オ　理由提示について

さらに付け加えると、前記３（５）のとおり、行政庁は、不利益処分をする場合、当該処分の名あて人に対する処分の理由提示を義務付けられており、特に当該処分が処分基準を適用した結果である場合は、いか

なる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのかに加え、場合によっては処分基準の適用関係についても、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされている。

これを本件についてみると、本件処分2は、局長通知第10の2（8）を適用して、平成29年6月分及び7月分の障害者加算額に相当する35，060円のうち、17，530円を同年8月1日付けで収入充当額として計上するものであるところ、前記2（6）のとおり、本件通知書2には、本件処分2の理由について「繰越分割認定による」と記載されているのみであり、収入充当額を計上することとなった原因についての具体的な事実関係は示されておらず、また、保護変更決定に関する根拠法条の記載がなく、収入充当額の計上に当たって適用した基準の記載もないことが認められる。

そうすると、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して本件処分2が行われたのかが、本件通知書2の記載自体からは了知することが困難である。

したがって、本件処分2は、行手法第14条第1項が求める理由提示として、明らかに不十分であると言わざるを得ない。

カ　小括

よって、審理員意見書においては、本件処分2に違法又は不当な点はないとされているが、前記エのとおり、本件処分2による収入充当額の計上には、法第80条を適用すべき場合に当たるか否かの判断において、重要な事実の基礎を欠く点で、実体的な違法事由があること、さらに、前記オのとおり、請求人に対する処分の理由提示が不十分であることを併せ考えれば、本件処分2は、違法な処分であると言える。

以上より、本件処分2には違法な点が認められることから、本件処分2は取り消されるべきである。

5　請求人のその他の主張について

（1）請求人のその他の主張が、本件処分1の違法又は不当を基礎付けるものであるかについて、以下検討する。

（2）請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1（2）及び（3）のとおり、「なぜ等級が2級から3級に変わってしまったのか」、「いいかげんな診断書で等級2級→3級へ」、「障害手帳の更新により、等級が不当に2級から3級に今年の5月に変わり、生活保護費の支給額が減らされ」た、「新しくなった精神手帳の受理日を5月からに変えてもらいたい」等を主張しており、要するに、6月更新後手帳の違法を理由に、本件処分1の違

法又は不当を主張するものと解される。

しかし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神手帳の交付と法に基づく保護の変更決定は、それぞれ別個の法律効果を有する独立した行政処分であり、結合して単一の法律効果を生ぜしめるものではなく、また、精神手帳の交付を受けた者は、当該手帳の交付につき不服を申し立てる機会が与えられており、その適否を争うための手続的保障が用意されているから、仮に精神手帳の交付が違法であっても、それが取り消されずに有効に存続している以上、これに後行する法に基づく保護費の支給決定は、それ自体に瑕疵がない限り違法とはならないと解される（最高裁判所平成２１年１２月１７日第一小法廷判決参照）。

これを本件についてみると、６月更新後手帳の交付が取り消されたという事実は認められないから、６月更新後手帳の違法を理由に本件処分１の取消しを求める請求人の主張には、理由がない。

（３）請求人は、前記審理関係人の主張の要旨１（３）のとおり、「請求人の等級が２級に変わったわけだから、当然、遡って支給額の請求ができるはず」、「６月、７月分の差額分は存在しないことになる」旨主張しており、前記２（８）のとおり、９月変更後手帳により、障害等級が２級に戻ったことを理由に、請求人に係る平成２９年６月分の障害者加算を認定していない本件処分１の違法又は不当を主張するものと解される。

しかし、前記２（７）のとおり、９月変更後手帳は、平成２９年９月１日付けで、請求人の障害等級を３級から２級に変更するものであり、６月更新後手帳の交付を取り消すものではないから、前記４（２）イ（イ）のとおり、同年６月から８月までの期間における請求人の生活扶助費の算定においては、６月更新後手帳の障害等級に基づいて障害の程度が判定されるため、障害者加算は行われないこととなるから、請求人の主張には理由がない。

（４）請求人は、前記審理関係人の主張の要旨１（３）のとおり、「請求人の請求したいことは５月、６月分に払った１７，５３０円×２か月分の返却と７月から１０月までの生活保護費の支給額の差額を支払ってもらいたい」と主張している。

しかし、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「行審法」という。）に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求めて争う（行審法第２条及び第４６条）か、あるいは、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求めて争う

（行審法第３条及び第４９条）制度であるから、処分の取消し等を求めるものではなく、金銭の交付を請求することは、審査請求の対象にはなり得ないものである。

したがって、上記の請求人の主張が、本件審査請求１において、金銭の交付を請求する趣旨であるならば、このような請求は、上記のとおり審査請求によって適法になしうるものではないことは明らかである。

（５）以上のとおり、本件処分１についての請求人の主張には、いずれも理由がない。

6　その他、本件処分１に違法又は不当な点は見当たらない。

7　結論

以上のとおり、本件審査請求１には理由がないから、行審法第４５条第２項を適用して、棄却すべきであり、本件審査請求２には理由があるから、行審法第４６条第１項を適用して認容し、本件処分２を取り消すべきである。

8　附言

（１）本件処分１に係る理由提示について

前記３（５）のとおり、行政庁は、不利益処分をする場合、当該処分の名あて人に対する処分の理由提示を義務付けられており、特に当該処分が処分基準を適用した結果である場合は、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して当該処分が行われたのかに加え、場合によっては処分基準の適用関係についても、処分の相手方において、その記載自体から了知し得る程度に示すべきであるとされている。

本件において、本件処分１は、請求人に係る障害者加算を削除するものであるところ、前記２（５）のとおり、本件通知書１には、障害者加算を削除することとなった原因について具体的な事実関係は示されておらず、また、保護変更決定に関する根拠法条の記載がなく、障害者加算を削除するに当たって適用した基準の記載もないことが認められる。そうすると、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条及び処分基準を適用して本件処分１が行われたのか、本件処分１の名あて人である請求人において、本件通知書１の記載自体から了知することが困難であると思われるから、行手法第１４条第１項が求める理由提示として不十分であったと言わざるを得ない。処分庁においては、今後、行手法の定めに従った適正な理由提示に努められたい。

しかしながら、本件審査請求１においては、前記１から６までのとおり、本件処分１が実体的には正しい処分であったこと、前記審理関係人の主張の要旨１（２）及び（３）のとおり、請求人は、本件審査請求１において、理由提示の程度については何ら主張していないことからすれば、こ

れを理由に本件処分１を取り消すまでには至らないものと判断する。

（２）平成２９年８月分の保護費について

前記４（２）のとおり、本件処分２には違法な点が認められることから、本件処分２は取り消されるべきである。これが取り消された場合、処分庁は、必要と考えられる調査を行い、法第８０条を適用すべき場合か否かについて検討した上で、返還免除の可否を改めて判断することになるのが通常である。

しかしながら、問答集の問１３－２（答）２において、行政処分がいつまでも不確定であることは妥当でないことから、扶助費の額を遡及変更できる限度は、３か月程度と考えるべきである旨が記載されていることを踏まえれば、本件では、本件処分２を取り消す旨の裁決が行われた後、処分庁において、平成２９年８月に遡及して保護費を再度減額する保護の変更を行うことは差し控えるべきであると解される（大阪地方裁判所平成２２年１月２９日判決参照）。

令和元年１２月２３日

千葉県知事　　鈴　木　栄　治

（教示）

１　この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して１か月以内に、厚生労働大臣に対して、この裁決について再審査請求をすることができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して１か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、再審査請求をすることができなくなります。）。

２　この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して１年

を経過すると、この裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。

ただし、前記１の再審査請求をした場合は、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、この裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。